

## 平成24年度 第3回 石川県議会改革推進会議 会議概要

- 1 開催日時：平成24年10月26日（金）午前10時
- 2 開催場所：特別委員会室
- 3 委員等：木本会長、新谷副会長、下沢委員、稲村委員、福村委員、  
米澤委員、増江委員、佐藤委員  
オブザーバー：山根議員  
事務局：局長、次長 ほか議会事務局職員

### 【会議概要】

#### 1 地方自治法の一部改正（政務活動費の概要）について

政務活動費の概要と今後の会議のスケジュールについて事務局から説明

条例案のたたき台は、11月上旬に完成予定の全国都道府県議会議長会の条例（例）を受けて、第四回改革推進会議で示すことが決定

今後、マニュアルの見直しも必要であり、木本会長、新谷副会長、増江委員の三人によるマニュアル検討小委員会を設置した。委員長には増江委員を指名

#### 《主な意見》

- ・政務調査費が政務活動費に変わって、議会活動で費用弁償のあるもの、公費の対象となるもの以外の議員活動は、全部当てはまるということか。

- ・陳情活動、住民相談、補助金の要請活動等を例としてあげている。

- ・今回の見直しには、「議員活動の活性化を図るために行うものであることを踏まえという附帯決議の主旨があり、さらに運用につき国民の批判を招くことのないように」とある以上、文字どおりそのスタンスとして、条例改正をやるべきであり、これで目的が広がってよかったよかったと、そんなことで条例改正をやるのであれば、それは逆に県民の批判を招くことにつながるのでは、その立場で望むべきだと思う。

- ・来年3月1日施行のため、作業を少し前倒ししなければならない。

- ・全国都道府県議会議長会でマニュアルを作っているだろうから、それを見て石川県で狭めるかどうか決めればよい。

- －今のところ全国都道府県議会議長会で統一のマニュアルは作っていない。

- 現実的には各県の対応となる。

- ・支給については、条例改正をもって1月と2月分を政務調査費として出して、3月分を別途政務活動費として支給することになる。また、収支報告書は4月から翌年2月までの報告と3月だけの報告の二つの報告となる。

#### 2 その他

全国都道府県議会議長会主催「第12回都道府県議会議員研究交流大会」のパネリストとして木本会長が参加することになった旨を報告。テーマは昨年度改革推進会議で協議決定した「予算特別委員会の常任委員会化」について

《主な意見》

・次の議題として、議会事務局のあり方について議論すべきと提案あり。議会事務局職員の任期（在籍年数）や選考方法、議会と知事の両方に添わなければならない中でのあり方等について協議を求めた。